

令和 7 事業年度 業務実績説明資料



独立行政法人労働者健康安全機構

Japan Organization of Occupational Health and Safety

独立行政法人労働者健康安全機構の概要

設立

平成16年4月1日

独立行政法人労働者健康福祉機構（平成16年設立）と独立行政法人労働安全衛生総合研究所（平成18年設立）が平成28年4月に統合し設立

独立行政法人の分類

中期目標管理法

中期目標期間：5年間

（第5期：令和6年4月1日～令和11年3月31日）

役割

機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的の下、「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」を理念に法人運営を行っている。

職員数

令和8年4月1日現在 役員数 8名 職員数 15,335名

主な事業

○労災病院事業（[労災病院](#)）

労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、両立支援、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供、地域の医療水準の向上に貢献

○治療就労両立支援事業（[治療就労両立支援センター（部）](#)）

治療と就労の両立支援の事例の収集・分析をした上で医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等へ普及

○専門センター事業（[医療リハビリテーションセンター・総合せき損センター](#)）

重度の被災労働者に対し高度・専門的な医療、リハビリテーションを実施し、被災労働者の社会復帰を支援

○労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進

・労働安全衛生研究（[労働安全衛生総合研究所](#)）

労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を実施

・労災疾病等医学研究

労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、3つの分野に集約化して研究開発を実施

○労働災害調査事業

大規模な労働災害や発生メカニズムが複雑な労働災害等の原因究明のための専門的な調査

○化学物質等の有害性調査事業（[労働安全衛生総合研究所](#)）

労働者の健康障害防止対策のために、化学物質の有害性調査等を実施

○産業保健活動総合支援事業（[産業保健総合支援センター](#)）

産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動を促進

○未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

○納骨堂の運営事業（[高尾みころも霊堂](#)）

産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備、産業殉職者合祀慰霊式の実施

○特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

建設現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症した労働者等に対する給付金支払の実施

業務実績 評価項目一覧

項目別評定調書	評価項目	頁	実績評価 (自己評価)
1-1	労災病院事業【重要度「高」】【困難度「高」】	3	A
1-2	治療就労両立支援事業【重要度「高」】【困難度「高」】	7	A
1-3	専門センター事業	13	B
1-4	労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進【重要度「高」】	15	A
1-5	労働災害調査事業	18	A
1-6	化学物質の有害性調査事業	20	B
1-7	産業保健活動総合支援事業【重要度「高」】【困難度「高」】	22	A
1-8	未払賃金立替払事業【重要度「高」】	26	B
1-9	納骨堂の運営事業【重要度「高」】	28	A
1-10	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払	30	B
2-1	業務運営の効率化に関する事項	31	B
3-1	財務内容の改善に関する事項	33	B
4-1	その他業務運営に関する重要事項	39	B

自己評価 A

（過去の主務大臣評価 R6年度：A）

I 中期目標の内容

- 1 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供
 - ・労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実施するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させること。
 - ・アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、協働研究や労災疾病等に係る研究の結果を共有しつつ、積極的に医療を提供すること。
- 2 大規模労働災害、新興感染症等への対応
 - ・労災病院において、大規模労働災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に速やかに対応できるよう、可能な限り体制を確保すること。
 - ・感染症法の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとり対応を行うとともに、厚生労働大臣からの要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣を行うこと。
- 3 地域医療への貢献
 - ・労災病院において、都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、効果的な地域医療連携を推進すること。
 - ・地域の医療機関との連携に当たっては、地域の医療ニーズの分析や関係機関との調整など機構本部が必要に応じて支援を行うこと。
- 4 医療情報のICT化の推進
 - ・労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」に基づき政府が進める医療分野でのDXの各取組に率先して取り組む等、医療情報のICT化の一層の推進を図ること。
- 5 患者の意向と尊重と医療安全の充実
- 6 治験の推進
- 7 産業医等の育成支援体制の充実
- 8 労災病院ごとの目標管理の実施
- 9 行政機関等への貢献

【重要度「高」の理由】

我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少社会」を迎え、職場においては、労働者の高年齢化が進展するとともに職業生活が長期化し、このため疾病リスクを抱える労働者が増加傾向となっており、労災病院が担う勤労者医療の重要性が高まっているため。

【困難度「高」の理由】

労災病院が勤労者医療の中核的な拠点として先進的な取組を行うとともに、大規模労働災害や新興感染症等の発生時には、公的な医療機関として臨機応変かつ機動的な対応が求められる。また、地域における人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等の課題に対応するため、地域から求められる役割に応じつつ、効率的な病院運営を行うことは困難度が高い。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
地域医療への貢献	紹介率（労災病院平均） 76.0%以上	87.9%	115.7%	111.1%
	逆紹介率（労災病院平均） 63.0%以上	82.0%	130.2%	121.9%
	救急搬送応需率（地域医療支援病院平均） 70.0%以上	77.1%	110.1%	104.1%
患者の意向の尊重	患者満足度（労災病院平均） 80.0%以上	85.7%	107.1%	107.6%
治験の推進	治験症例数 4,400件以上	3,785件	86.0%	82.6%

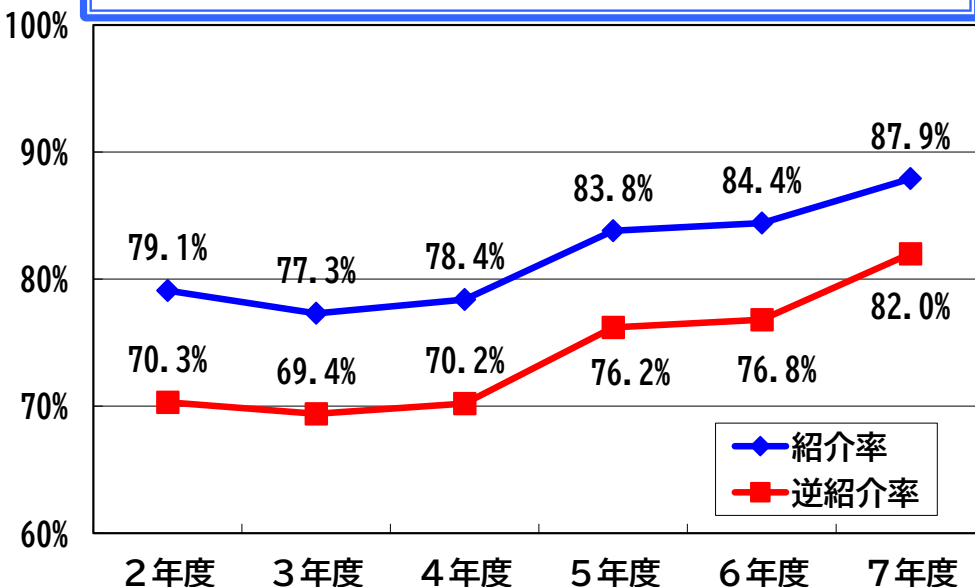
要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。
逆紹介率（労災病院平均） 63.0%以上 （実績値 82.0%、達成度 130.2%）	①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」 地域の医療機関との連携強化並びに自院の外来診療の効率化及び入院診療の強化の観点から、比較的症状が安定した患者を紹介元の開業医等へ積極的に逆紹介したことに加え、令和7年度末の道央及び新潟の閉院に伴い逆紹介患者が特に増加したことにより、年度計画63.0%を大幅に上回る82.0%を達成した。 なお、2年続けて達成度が120%を超えているものの、令和7年度は特殊要因（道央及び新潟の閉院に伴う逆紹介患者の増）の影響を受けたものであり、目標値の見直しについては令和8年度以降の実績を踏まえた検討が必要と考える。

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
第三者評価の認定	令和7年度に病院機能評価の更新時期を迎えた3病院及び新規1病院を加えた4病院が受審した。
勤労者医療の中核的な拠点としての先進的な取組	労災病院における研究・開発により得られた知見について、日本職業・災害医学会学術大会での発表の場等を活用し広く普及を図ったほか、医療ソーシャルワーカー（MSW）等が患者や家族が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、患者の社会復帰の促進に努めた。
大規模労働災害や新興感染症等の発生時の対応	職業性疾病等による大規模労働災害の発生時等に国等がその原因究明等に活用できるよう、労災病院の入院患者の延べ約868万件の病歴データ及び延べ462万件の職歴データ（令和8年3月末時点）等を蓄積している。 また、労災病院災害対策要領に基づき、近隣の医療機関等と協同し、合同訓練等を実施しており、該当病院においては災害拠点病院、DMAT指定医療機関の機能を維持するとともに、各都道府県と労災病院との間で締結した医療措置協定に基づき、感染症発生・まん延時に備えた医療提供体制を整備している。
効率的な病院運営	地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握した上で、最適な病床数及び病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病床数削減及び病床機能区分の見直しを図っている。

紹介率・逆紹介率の推移 (p. 18)



地域の中核的役割の推進 (p. 14)

地域医療支援病院	25病院／29病院 (86.2%)
----------	----------------------

※全国平均：8.7%

地域の医療機関等との連携強化 (p. 18)

紹介受診重点機関	26病院／29病院 (89.7%)
----------	----------------------

※全国平均：13.3%

高度急性期医療提供体制の整備 (p. 15)

急充実1・2 総合1～3	11病院／29病院 (37.9%)
-----------------	----------------------

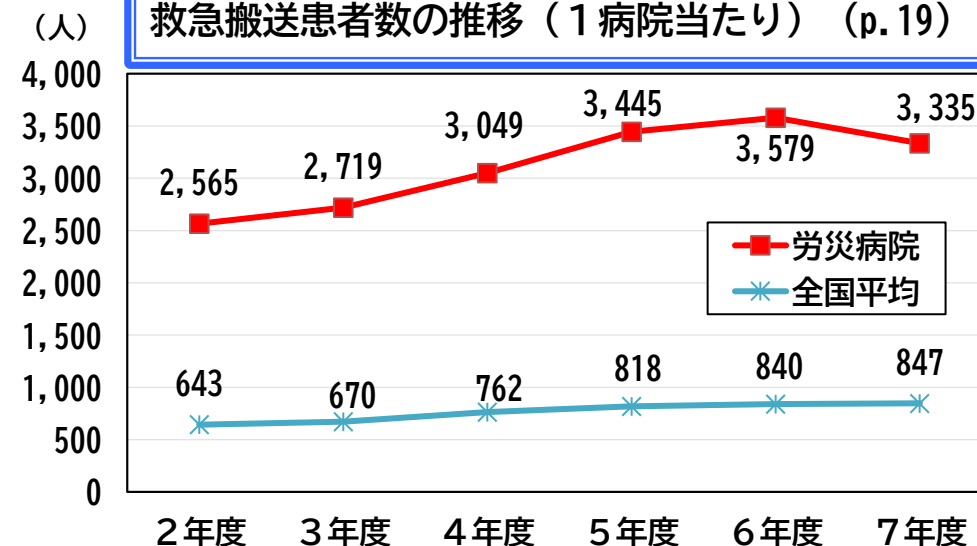
※全国平均：5.9%

医療情報のICT化の推進 (p. 20)

電子処方箋	29病院／29病院 (100.0%)
-------	-----------------------

※全国平均：39.0%

救急搬送患者数の推移 (1病院当たり) (p. 19)



医療DXに係る先進的取組事例 (p. 21)

- ① 生成AIを活用した医療文書作成支援サービスの導入
➢ 電子カルテの診療情報を基に生成AIが下書きを自動作成
- ② ベッドサイドケア情報統合システムの導入
➢ リアルタイムで患者の状態を集約・可視化
- ③ 看護部門記録支援システムの導入
➢ 看護記録の定型化・標準化をサポート
- ④ 患者向け説明動画の活用
➢ タブレット端末を用いた入院時説明動画等の導入

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R6年度：A)

I 中期目標の内容

- 1 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進
 - ・労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、両立支援コーディネーター等を活用し、患者へのきめ細かな支援を行うこと。
 - ・労災病院以外の医療機関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支援コーディネーター等を活用しつつ地域の医療機関との連携、協力関係を構築し、労働者への支援を推進すること。
 - ・治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについて、治療就労両立支援センター等において新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、労災保険指定医療機関等及び事業場に普及すること。
- 2 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援
 - ・産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施すること。
 - ・産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施すること。
- 3 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成
 - ・両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施すること。

【重要度「高」の理由】

職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増えており、治療と仕事の両立支援の重要性が高まる中、企業の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、企業、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することは重要であるため。

【困難度「高」の理由】

治療と仕事の両立支援を推進するためには、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があることから困難度が高い。特に経営者や管理職の理解不足や、中小企業への周知不足という様々な課題がある中で、両立支援コーディネーターを育成し、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げていくことは困難度が高い。

Ⅱ 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
労働者（患者）への支援	支援した罹患者件数（労災病院及び治療就労両立支援センター） 1,200件以上	1,635件	136.3%	101.8%
	患者満足度（労災病院及び治療就労両立支援センター平均） 90.0%以上	96.8%	107.6%	107.7%
両立支援コーディネーターの実践能力の向上	事例検討会の有用度（産業保健総合支援センター平均） 80.0%以上	91.3%	114.1%	112.8%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。
支援した罹患者件数（労災病院及び治療就労両立支援センター） 1,200件以上 （実績値1,635件、達成度136.3%）	①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」 セミナーやシンポジウムへの参加など機構内の他業務や自治体等の関係機関と相互に連携した効率的な周知・広報に努め、支援が必要な患者や事業者等のニーズを的確に捉えた取組により達成度が120%以上となった。 また、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法（施行日令和8年4月1日）により、事業主に対して、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じる努力義務が課せられることとなり、社会的関心が高まったことが要因と考えられる。

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
両立支援コーディネーター基礎研修及び事例検討会におけるメンタルヘルス不調に係る内容の拡充	引き続き両立支援コーディネーター基礎研修においてメンタルヘルスに関する講義を実施したほか、メンタルヘルス不調の一例として、本部から各産保センターに対し、精神疾患に罹患した労働者の治療と仕事の両立支援に係るモデル事例を送付し、事例検討会で活用したことにより、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図った。
中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の困難度が高い課題に対応	中小企業における両立支援の普及・促進に向け、全国の産保センターにおいて、研修・セミナーを329回開催したほか、治療と仕事の両立支援に係る個別訪問支援を2,780件実施した。 これらの取組により、両立支援に関する相談対応件数は8,869件と前年度を上回る実績となった。 両立支援コーディネーター基礎研修修了者(5,736人)のうち企業関係者の人数は2,415人となり事業場における両立支援の体制整備に貢献できた。
両立支援コーディネーターの積極的養成	トライアングル型サポート体制の更なる普及のため、両立支援コーディネーター基礎研修をオンライン形式(オンデマンド配信+ライブ研修)で実施し、5,736人の養成を達成するとともに、オンデマンド配信では講義途中の確認テストを設け、ライブ研修では「アンサーパッド」による個人演習を実施するなど研修の質の向上に取り組んだ。 研修修了者の勤務先は企業、医療機関等幅広いことから、会社の意識改革と受入体制整備により、トライアングル型サポート体制の更なる促進を図ることができた。

■ 労災病院及び治療就労両立支援センター等による両立支援の推進 (p. 32)

労災病院及び治療就労両立支援センター等では、仕事を有する患者に対し就労継続や職場への復帰を念頭にきめ細やかな支援を実施している。

<質の高い治療と仕事の両立支援の普及>

● 労災病院及び治療就労両立支援センターにおける取組：

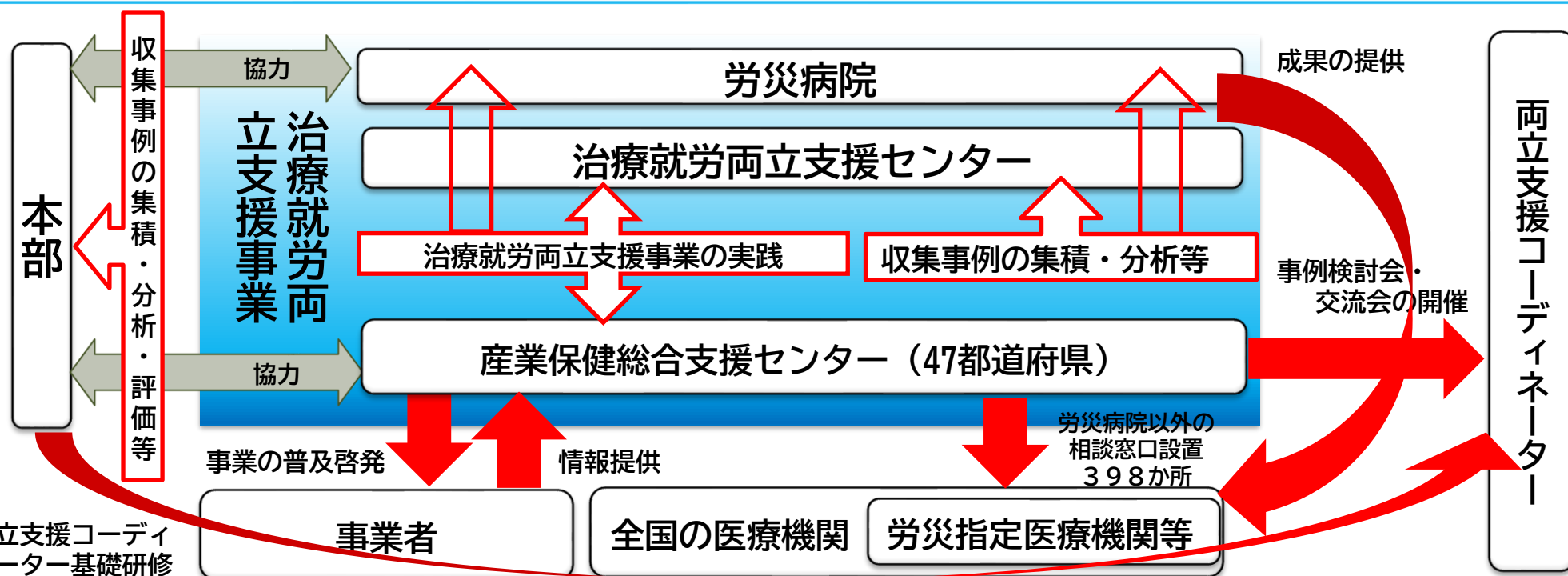
治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進・企業等に対する支援

● 産業保健総合支援センターにおける取組：

治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成・企業等に対する支援

● 本部における取組：

治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成



治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進 (p. 35)

支援事例の収集及び分析

・診療報酬対象疾病（がん、脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症）にとらわれることなく、全ての疾病を対象として職場復帰や両立支援を行い、事例収集を実施。

労災病院及び治療就労両立支援センターにおける支援罹患者件数

実績 1, 635 件 【達成度 **136.3%**】

うち新規件数新規支援した件数は935件（前年度に比べ366件の増）
（内訳）

脳卒中200件、がん379件、糖尿病186件、メンタル40件、その他830件

上記の支援修了者に対して

支援修了者に対してアンケートを実施

有用度（目標値90%以上） **実績 96.8%** 【達成度 **107.6%**】
（回収率 88.2%）

「治療と就業の両立支援指針作成検討会」
に構成員として参画

- ・令和7年度に厚生労働省において開催された「治療と就業の両立支援指針作成検討会」（第1回：8月22日、第2回：9月26日、第3回：1月23日）に構成員として参画。
- ・令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法を踏まえ、機構がこれまで取り組んできた両立支援の実績や専門的な知見から、検討会において所見を述べ、令和8年2月に「治療と就業の両立支援指針」が作成された。

治療と仕事の両立支援を推進するための企業に対する支援 (p. 40)

相談体制の構築及び実績

全国の産業保健総合支援センターで両立支援に係る研修・セミナーを実施するとともに、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、労働者と企業との間の個別調整支援等を適切に実施。

- ・研修・セミナー： 329回（前年度 476回）
- ・意識啓発教育： 263回（前年度 190回）
- ・個別訪問支援： 2, 780件（前年度 2, 588件）
- ・個別調整支援： 644件（前年度 534件）

【令和7年度実績】

産保センターでは、がん等の患者（労働者）のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの両立支援に関する相談に対応した。

相談対応 実績 8, 869 件（前年度 8, 119 件）

★労災病院以外の医療機関

出張相談窓口設置： 398か所（前年度 374か所）

治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 (p.42)

両立支援コーディネーター基礎研修・事例検討会等の開催

- ・両立支援コーディネーターの養成及びコーディネートの能力向上を図るための事例検討会、交流会を開催。

両立支援コーディネーター基礎研修

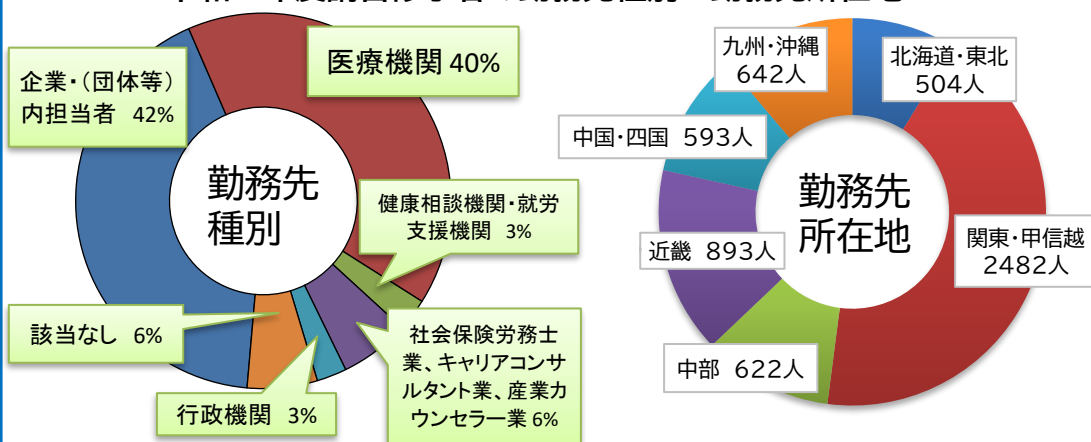
- ・国の通達に基づき、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を実施。
- ・オンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子（WEB）会議システムを活用した形式で年間合計8回開催実施。
- ・両立支援コーディネーター基礎研修内容にメンタルヘルスに関する講義を追加。

年間修了者数：合計 **5,736人**
(前年度5,555人)

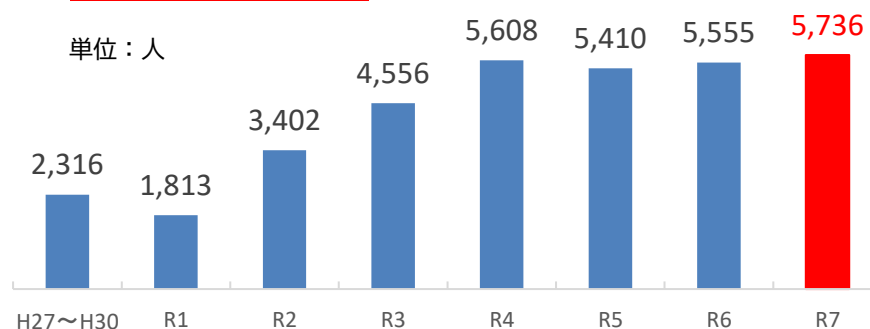
左記の修了者に対して

アンケート実施 有用度 **96.8%**
理解度 **97.8%**

令和7年度講習修了者の勤務先種別・勤務先所在地



これまでのコーディネーター修了者数
34,396人 (平成27年度～令和7年度)



事例検討会

労災病院や両立支援センターとも連携の上、両立支援コーディネーター養成のための応用研修に代わる両立支援コーディネーター基礎研修修了者のための事例検討会を開催。

年 **71回** 合計 **1,248名** が参加 アンケート実施：有用度 **91.3%** 【達成度 **114.1%**】

交流会

両立支援コーディネーター間の連携強化及び地域のネットワークの構築を図ることを目的とする交流会も積極的に開催。年 **57回**。

評価項目No. 1－3 専門センター事業（業務実績等報告書 p.46）

自己評価 B

（過去の主務大臣評価 R6年度：B）

I 中期目標の内容

- ・重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、効率的・効果的な運営に努めること。
- ・医療リハビリテーションセンターにおいて、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発・普及に取り組むこと。
- ・総合せき損センターにおいて、初期治療から社会復帰までの一貫した医療を行うとともに、脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力を行うこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
重度被災労働者の職業・社会復帰の支援	職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（医療リハビリテーションセンター） 80.0%以上	92.3%	115.4%	112.4%
	職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（総合せき損センター） 80.0%以上	88.0%	110.0%	108.4%
	入院患者満足度（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター平均） 80.0%以上	88.1%	110.1%	116.4%

III 評定の根拠

（省略）

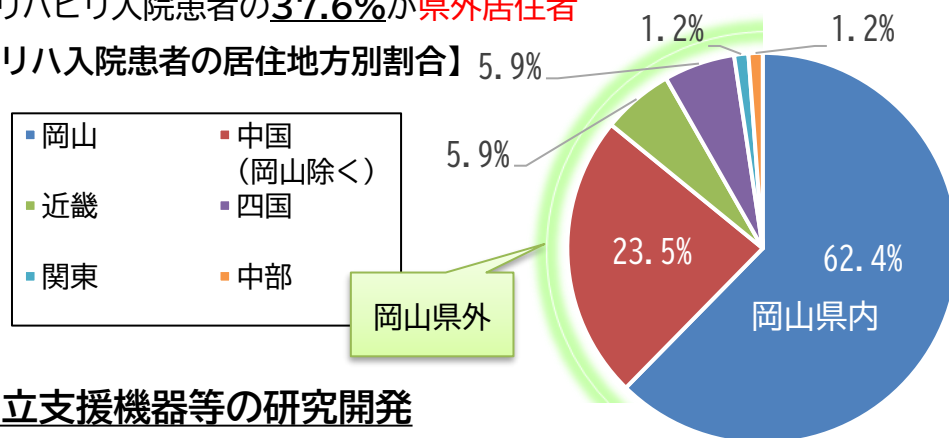
医療リハビリテーションセンターの運営 (p. 48)

高度・専門的なリハビリ医療の提供

・全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアを実施

・リハビリ入院患者の**37.6%**が**県外居住者**

【リハ入院患者の居住地別割合】



自立支援機器等の研究開発

・歩行支援ロボットの開発



リハビリ治療には、歩行支援ロボットでの歩行訓練が不可欠であり、臨床現場で使いやすい歩行支援ロボットの開発を行っている。

良好な社会的アウトカム

・医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合 **92.3%**

総合せき損センターの運営 (p. 50)

高度・専門的なせき損医療の提供

・受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供

せき損治療・看護等に関する最新の知見の発信

- ・せき損セミナーを開催(医師対象、54名参加)
- ・せき損看護セミナーを開催(看護師対象、53名参加)
- ・「脊損Q&A集」、「患者指導に役立つパンフレット」をHPに掲載
- ・せき損患者の看護の解説動画をHPに掲載

福祉機器等の開発

・自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上に取り組む。

・車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」の普及活動及び販売(令和7年度販売実績：**261枚**)

車いすスポーツ大会等の開催

・令和7年5月20日、リハビリテーションの一環として、車いすラグビーの公開デモンストレーションゲームを開催した。

車いすラグビー
公開デモゲーム

開催日時：5月20日(火曜) 15～16時
場所：総合せき損センター ホスピタルプラザ(体育館)
スタッフ：(一社)日本車いすラグビー連盟/福岡ダンディオン



入館・外來の患者様もお誘い合わせの上、ぜひご観覧ください。

車いすラグビーは、車いすバスケットボールに代わる競技を探していた四肢麻痺者等(御機川和や西野の切嗣、福性麻生等)で西鉄に段がある者)の選手たちによって、1977年にカナダで考案されました。車いす同士のコンタクト(タックル)が認められているため、競技用の車いすはハードなブレイドに耐え得る専用の車いすを使用します。競技の紹介と実践をのりながらの遊びあるデモゲームをご覧ください。

(一社)日本車いすラグビー連盟 Fukuoka Dandelion 福岡せき損センター

自己評価 A

（過去の主務大臣評価 R6年度：A）

I 中期目標の内容

- 1 研究の実施体制等の強化
- 2 国際貢献、海外への発信
- 3 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表
- 4 研究成果の積極的な普及・活用
 - ・調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に積極的に貢献すること。
 - ・調査及び研究の成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、労働者の安全及び健康に関する調査及び研究の成果については、安全衛生技術講演会等で広く周知すること。
- 5 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効率的な周知
 - ・労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行うこと。
 - ・安全衛生の取組の効果について、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。
- 6 化学物質の自律的管理への支援
 - ・労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて、GHS分類、モデルSDSの作成、化学物質による労働災害の分析、情報発信等を行い、事業場における化学物質管理の支援を行うこと。
 - ・小規模事業場における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行うこと。

【重要度「高」の理由】
労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定並びに改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。
労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
研究業務の適正かつ効率的な推進	外部評価結果（外部評価対象研究の平均点）3.5点以上	4.1点	117.1%	117.1%
研究成果の積極的な普及・活用	政策への貢献（期待）度（プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究）80.0%以上	100.0%	125.0%	125.0%
	労働安全衛生関係法令等の制定、改正等への貢献件数 10件以上	15件	150.0%	130.0%
	安全衛生技術講演会の有意義度（平均）2.0点以上	2.6点	130.0%	125.0%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
政策への貢献（期待）度（プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究） 80.0%以上（実績値 100.0%、達成度 125.0%）	②「法人の努力結果」、③「外部要因」 研究の実施前後に厚生労働省政策担当部門との意見交換を延べ8回実施し、担当研究者が政策上の課題、問題意識を十分に理解し、研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。 これら行政との頻繁な協議を行うことで高い水準を維持している。ただし、研究の性格上、努力したとしても必ずしも当初見込みの結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうることや、社会情勢の変化により研究成果が政策に還元されるかどうか研究開始前の想定と異なる状況になることもありうることも踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
労働安全衛生関係法令等の制定、改正等への 貢献件数 10件以上 （実績値 15件、達成度 150.0%）	②「法人の努力結果」、③「外部要因」 厚生労働省政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 これら行政との頻繁な意見交換を行うことで法令・基準等の制改定等への貢献を多く行っている。 ただし、研究の性格上、必ずしも当初見込みの結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうることや、社会情勢の変化により研究成果が政策に還元されるかどうか研究開始前の想定と異なる状況になることもありうることも踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
安全衛生技術講演会の有意義度 （平均）2.0点以上 （実績値 2.6点、達成度 130.0%）	②「法人の努力結果」、③「外部要因」 安全衛生技術講演会の開催について、安衛研ホームページやメールマガジン等を通じて周知を行い、参加者の利便性を考慮してオンラインで開催するなど、参加者の確保、有意義度の向上に努めた。 これらの取組により高い有意義度を得ているが、有意義度調査の配点は3点満点であり、参加者のアンケートの結果によるものであることを踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
労働安全衛生上の課題に対応した研究の実施	厚生労働省等と協議を行い、労働安全衛生上の課題に対応した研究を実施することで、労働安全衛生行政の推進及び労働災害の減少施策に貢献するという重要な役割を着実に果たした。

【プロジェクト研究（全13課題）】の一例（p.61）

腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究

重量物の取り扱いは腰痛発生のリスク要因と考えられるが、国内において、既存の体重に対する割合での重量制限の有用性を含め、取り扱い重量が腰痛及び腰部負担に及ぼす影響について体系的に検討した研究はなかった。

そこで、重量値と腰痛・腰部負担との関係を体系的に検討し、日本人の腰痛予防に有用な最大重量値を明らかにすることを目的とした、疫学調査および生体力学的実験を実施した。

期待される成果

体重に対する割合での重量制限が腰痛を十分に予防できない結果が得られた。この結果は、腰痛予防対策指針の改訂が必要であることを示唆している。本研究の成果は、腰痛有訴者数及び業務上腰痛件数の削減につながる事が期待される。

【協働研究（全2課題）】の一例（p.63）

先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究

化学物質により誘発される職業性肺疾患について、1細胞解像度より職業性肺疾患の発症・進展機序を理解することを目的とし、2つの異なるテーマを設け研究を実施している。

- ① 1細胞解像度レベルでの空間オミクス解析による包括的データベース（職業性疾患-空間アトラス）の構築
- ② 日本人由来iPS細胞から分化誘導させた肺臓器構成細胞の特殊培養プラットフォームによる組織のin vitro再構成及び新規評価手法の開発

期待される成果

職業性肺疾患の試験手法開発として New Approach Methodologies（毒性学に新しい技術や評価手法を取り入れ、化学物質の潜在的な悪影響について迅速かつ安価に評価する手法）を用いた動物実験代替法の開発につながる事が期待される。

【行政要請研究（全10課題）】の一例（p.68）

建設工事における重量物の支持を行う仮設物の安全対策に関する研究

令和5年度に東京都で発生した鉄骨落下災害について、鉄骨（重量物）の支持を行う仮設物の施工方法や強度に問題があったことが疑われた。また、重量物を支持する仮設物については、現行の安全衛生法令において特段の規制はされていなかった。

そこで、重量物を支持する仮設物の施工方法や強度の考え方等の安全対策について調査を行い、仮設物の崩壊・倒壊防止対策を検討した。

期待される成果

本研究の成果をもとに、基安発0310第2号「建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について」が発出された。本通達により、重量物を支持する仮設物の崩壊・倒壊防止対策が強化される等の社会的貢献が期待される。

【高年齢労働者の労働災害防止対策の推進】（p.59、69、79）

日本国内の高齢化の進展に伴い、高年齢労働者の労働災害は増加傾向にあり、労働災害による休業4日以上死傷者に占める60歳以上の割合は約3割に達している。第14次労働災害防止計画において「高年齢労働者の労働災害防止対策」が優先課題の一つとして掲げられているように、高年齢労働者の労働災害防止に関する安全対策の検討が求められている。

●厚生労働省労働基準局安全衛生部長主催の「高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」に労働安全衛生総合研究所の研究員が構成員として参加し、適切な協力・支援を行った。令和7年12月26日には、本検討会での検討結果を取りまとめた報告書が公表された。

●第14次労働災害防止計画を踏まえ、令和5年度に開始した行政要請研究1課題「高年齢労働者に係る死亡災害の発生要因と傾向の分析」については、業種・性別・年齢階級別での死亡率及び死傷率の傾向をまとめた。また、令和7年度に開始したプロジェクト研究1課題「高年齢労働者における身体的負荷の評価に関する研究」については、死傷災害（死亡および4日以上休業）データベースを用いて、高年齢労働者における労働災害の特徴や身体的負荷との関連を分析した。

評価項目No. 1－5 労働災害調査事業（業務実績等報告書 p.95）

自己評価 A （過去の主務大臣評価 R6年度：A）

I 中期目標の内容

- ・迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。
- ・災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。
- ・調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
迅速かつ適正な労働災害の原因調査等の実施と調査結果等の速やかな報告	依頼元の評価（平均） 2.0点以上	2.9点	145.0%	145.0%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
依頼元の評価（平均）2.0点以上 （実績値 2.9点、達成度 145.0%）	②「法人の努力結果」、③「外部要因」 厚生労働省からの要請に基づき、迅速かつ適切に研究員を現地に派遣するなどにより調査を行い、高度な実証実験やデータ解析等の実施により調査結果を作成し、速やかに厚生労働省に報告することに努めた。 なお、令和7年度も高い評価を得ているが、今後、厚生労働省からの要請のうち「発生原因を特定させることができない複雑な労働災害」や、「現在在籍している研究員では対処できない労働災害」なども一定の割合で生じることも想定されることを踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。

III 評定の根拠

根 拠	理 由
災害調査結果等の研究への活用・反映	災害情報のデータベース化を進め、当該データベースに対して体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行った。

労働災害の原因調査の実施 (p. 96)

災害調査の流れ

重大な労働災害の発生



厚生労働省の要請を受け
研究員を災害現場に派遣



災害発生原因を科学的に
分析して特定



厚生労働省に報告書（8件）を提出



同種災害の再発防止のため
報告書の活用・公開

令和7年度に提出した災害調査報告書（全8件）のうち同種災害の再発防止等のために活用された一例 (p. 97)

- 令和5年度に実施した「東京都中央区八重洲複合施設の建設工事現場で発生した鉄骨落下災害」の調査に関連して、令和8年3月10日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長より都道府県労働局長及び建設関係団体宛てに、通達「基安発0310第1号及び第2号」が発出された。

【労働災害の発生】

東京都中央区八重洲の複合施設建設工事現場において、長さ約30m、接地高さ約20mの鉄骨梁を支持していた仮設構造物が崩壊し、鉄骨梁が落下した。



労働安全衛生総合研究所での現場調査・模擬実験

【調査結果】

計画変更による仮設構造物の強度計算の際に、鉄骨梁の重量を間違って小さく設定していたこと、設置した仮設構造物の一部に仮設構造物の変形を抑えるための斜材が設置されていなかったこと等が明らかになった。



厚生労働省に調査結果を報告書を提出

【通達「基安発0310第1号及び第2号」への反映】

本調査結果を参考にして、仮設構造物に作用する荷重について適切に設定すること、支柱等に適正な間隔で斜材等を設置することなどが示された。また、計画策定に当たっては十分な確認体制により確認を行うこと、仮設構造物の組立後に部材の設置状態等の点検を行うこと等が明記された。

安衛研HPにて公開した災害調査報告書の一例（令和7年度分） (p. 98)

- 同種災害の再発防止の観点から、「道路橋再塗装工事における有機溶剤中毒疑い」を含む要約版5件を安衛研ホームページで公開した。

評価項目No. 1－6 化学物質等の有害性調査事業（業務実績等報告書 p.101）

自己評価 B （過去の主務大臣評価 R6年度：B）

I 中期目標の内容

- ・化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生総合研究所において有害性調査を実施する体制を整備すること。
- ・短期の吸入試験及び経皮試験を中心に、OECDガイドライン等に基づき、計画的に有害性調査を実施すること。
- ・試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行うこと。
- ・短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究に取り組むこと。
- ・有害性調査の成果の普及については、積極的に論文等として公表するとともに、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

III 評価の根拠

根 拠	理 由
OECDガイドライン等に基づいた試験の円滑な実施に向けた取組	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第58条に規定する化学物質の有害性の調査を実施するため、令和7年4月からOECDガイドライン等に基づき有害性調査試験（短期の吸入試験及び経皮試験）を開始し、年度間で3タームに分けて実施した。
試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究の実施	「試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究」として、発がん性等のin silico及びin vitro手法を組みわせることで試験の迅速化を促すためのスクリーニング方法の検討やマイクロミニピッグ等を用いた職業性肺疾患に関する先進医学解析を実施することで試験の効率化を図るための新たな試験手法開発の検討を進めた。

化学物質の有害性調査の実施 (p.102)

有害性調査を実施するための体制整備

- 令和7年4月から有害性調査を開始したほか、今後の有害性評価やリスク管理方策の基礎資料とすることを目的として、令和8年1月に外部有識者を招いて試験物質検討会議を開催した。

OECDガイドライン等に基づいた有害性調査実施

- 令和7年4月からOECDガイドライン等に基づき、短期間での吸入試験や労働現場における情報の蓄積が少ない経皮試験を開始し、年度間で3ターム（1ターム当たり吸入試験1物質、経皮試験4物質）に分けて実施した。
- 令和8年1月20日に外部有識者を招いた試験物質検討会議を開催し、総合的なGHS分類分け及び労働衛生等に資する被験物質を選定した。

試験の迅速化・効率化に向けた取組 (p.103)

1 試験の迅速化・効率化を図るための試験法等の検討

- in silico及びin vitro手法を組み合わせることで、急性経皮毒性、発がん性、生殖細胞変異原性のGHS未分類項目の区分決定の加速化を促すためのスクリーニング方法を検討。
- 大型動物を用いた職業性肺疾患に関する疾患機序/疾患微小環境について、疾患特異的な細胞の探索を行い、新たな試験法の開発を検討。

2 協働研究の実施

- 「先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究」を実施している。（7年度から開始）

有害性調査の成果の普及 (p.105)

発がん性試験等の結果については、学会発表等を行い、成果の普及を図るとともに、これまで蓄積した試験結果や質的に優れた活動を世界に発信できるよう努めている。

【特出すべき成果の普及】

論文名：The Pneumoconiosis Renaissance: Revisiting the Pulmonary Pathology of Poorly Soluble Low Toxicity Particles: Insights from Rodent Inhalation Studies on Titanium Dioxide Nanoparticles. *Nanomaterials*. 2026. 16. 230-230

概要：難溶性低毒性粒子（PSLTs）に関する既存の吸入毒性試験データをヒトじん肺病理の視点から再整理し、動物所見の種差解釈や評価概念の精緻化に資する枠組みを提示した。

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R6年度：A)

I 中期目標の内容

- 1 産業医及び産業保健関係者への支援
 - ・産業医及び産業保健関係者が実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施すること。
 - ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用すること。
- 2 事業場における産業保健活動の支援
 - ・事業主、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。
 - ・働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施すること。
 - ・令和4年5月の労働安全衛生規則等の改正による新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用すること。
 - ・産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行うこと。
 - ・事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行うこと。
- 3 メンタルヘルス対策の推進
 - ・事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師の配置拡大等、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備すること。
 - ・産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図ること。
- 4 産業保健活動総合支援事業の利用促進

【重要度「高」の理由】

中小事業場に対するメンタルヘルス対策支援の強化、化学物質の自律的な管理に係る支援のほか、今まで産業保健活動総合支援事業の対象としていなかった個人事業者への対応など、専門性の深化や対象範囲の拡大が進展しており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

【困難度「高」の理由】

小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、困難度が高い。

また、疾病等を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、困難度が高い。

Ⅱ 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
事業場における産業保健活動への積極的な支援	専門的研修等実施回数5,300回（※1）	6,030回	113.8%	109.2%
	相談対応件数（産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター）（※2） 130,000件以上	148,668件	114.4%	107.8%
	具体的な改善割合（研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等からの評価平均） 80%以上	91.1%	113.9%	105.4%
メンタルヘルス対策の推進	個別訪問支援件数（産業保健総合支援センター）（※3） 3,000件以上	4,392件	146.4%	132.8%
現場のニーズを踏まえた研修の実施	研修利用者の有益度（平均） 90.0%以上	94.1%	104.6%	104.2%
相談体制の整備と効果的な運用	相談利用者の有益度（平均） 90.0%以上	96.6%	107.3%	107.1%

- （※1）「専門的研修等」は、事業者、産業医、人事労務担当者等を対象に、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、化学物質管理等の産業保健に関する研修等（Web開催を含む）を実施
- （※2）「相談対応」は、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、化学物質管理等の産業保健に関する相談に、面談や電話、メール等に対応（令和7年度実績：産業保健総合支援センター 27,010件 地域産業保健センター 121,658件）
- （※3）「個別訪問支援」は、事業場を訪問し、心の健康づくり計画の策定、ストレスチェック制度の導入、職場復帰支援プログラムの策定等のメンタルヘルス対策について助言

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

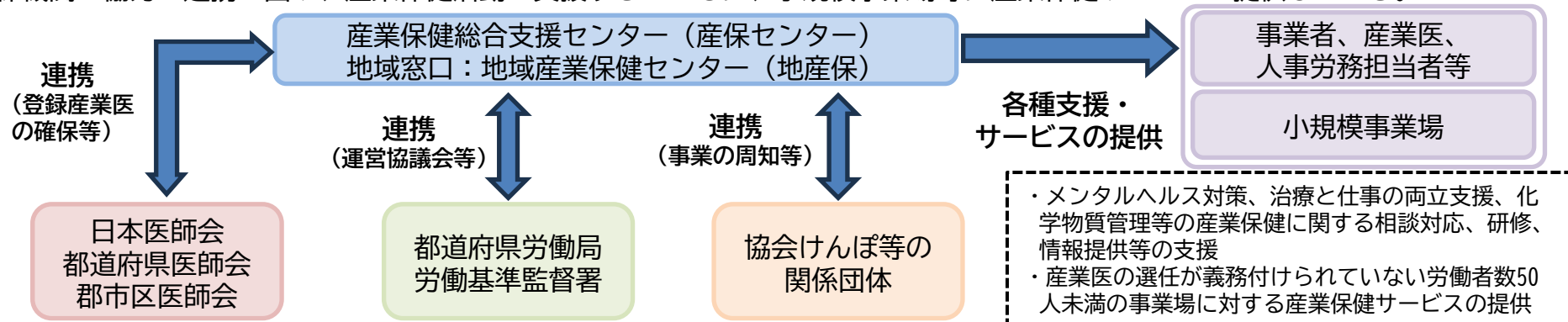
指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
個別訪問支援件数（産業保健総合支援センター） 3,000件以上 （実績値4,392件、達成度146.4%）	①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」 令和7年5月に、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施を義務化する改正労働安全衛生法が公布されたこと（施行日は令和10年4月1日）により、社会的な関心が高まったことが背景として考えられるが、これに加えて、同法が公布されたこと等を踏まえ、中小企業を中心に全国約260万事業所、約4,000万人が加入する日本最大の医療保険者である全国健康保険協会（協会けんぽ）との連携を強化したことが要因と考える。 なお、目標達成については、外部要因に加え法人の努力による影響が大きいことを踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
医師会等関係機関との連携強化・MSW等両立支援関係者間の連携強化に向けた取組	産業保健活動総合支援事業は、医師会等関係機関と連携し、小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう事業の充実・強化等の見直しを図る必要があり、利用者の利便性向上のため、電子（WEB）会議システムを積極的に活用した専門的研修、相談対応の実施により利用者のニーズを踏まえた産業保健サービスを提供できた。 これは、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関から必要な協力を得られるよう絶えず連携の強化に努めるとともに、利用者のニーズや社会情勢を踏まえたサービス提供方法を検討し、積極的に実施した結果である。 <u>特に、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援の促進及び地域における協力・連携の更なる発展に向けて、産保センター及び地産保と協会けんぽとの今後の連携について確認する等、関係機関との連携に努めた。</u> 疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要なことから、それら多職種の両立支援コーディネーター基礎研修修了者がグループワーク等を行う事例検討会を計71回開催した。加えて、両立支援コーディネーターが情報共有・交流を図る場として交流会を計57回開催した。

産業保健活動への支援体制

関係機関と協力・連携を図り、産業保健活動を支援するとともに、小規模事業場等に産業保健サービスを提供している。



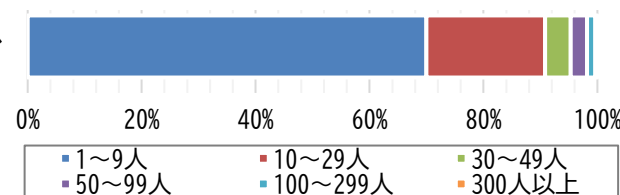
法令改正等への対応（p.109、118、120）

- 労働者数50人未満の事業場へのストレスチェック義務化や事業主に対する治療と仕事の両立支援の努力義務化により、特に小規模事業場への対応強化が求められる。令和7年6月に、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援の促進及び地域における協力・連携の更なる発展に向けて、産保センター及び地産保と協会けんぽとの今後の連携について確認した。
※“協会けんぽ”は、中小企業を中心に全国約260万事業所、約4,000万人が加入する日本最大の医療保険者

【連携事項】

- (1) 産保センター及び地産保が実施するメンタルヘルス対策に係る支援の活用促進に関すること
 - (2) 産保センターが実施する治療と仕事の両立支援に係る支援の活用促進に関すること
 - (3) 協会けんぽが実施する健康宣言事業の普及促進に関すること
 - (4) 協会けんぽが実施する特定健診・特定保健指導並びに地産保が実施する保健指導等に関すること
 - (5) その他、労働者の健康づくりに関すること
- 労働者数50人未満の事業場へのストレスチェック義務化により、地産保での高ストレス者に対する面接指導の需要増加が見込まれることから、機構本部において、産保センターや地産保の実務担当者、医師会関係者、厚生労働省にご協力いただきながら、地産保の運営強化に向けた検討を進めている。
- 令和8年3月に、女性特有の健康課題や高齢者の労働災害防止対策について、産保センタースタッフ向けの研修を実施した。

全事業場の約95%が労働者数50人未満



出典：厚生労働省「令和6年労働基準監督年報」（「令和3年経済センサス活動調査（総務省統計局）」における調査票情報をもとに、独自集計を行うことにより算出）



左が当機構の大西理事長、
右が協会けんぽの北川理事長

自己評価

B

（過去の主務大臣評価 R6年度：A）

I 中期目標の内容

- 1 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償
- 2 情報開示の充実
- 3 未払賃金立替払請求等のシステム化
- ・未払賃金立替払の請求について、令和7年度末までにオンライン化に向けて調整するとともに、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、機構が保有する未払賃金立替払システムと情報連携ができるよう、可能な限り令和7年度末までにシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図ること。

【重要度「高」の理由】
この事業は労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

II 指標の達成状況

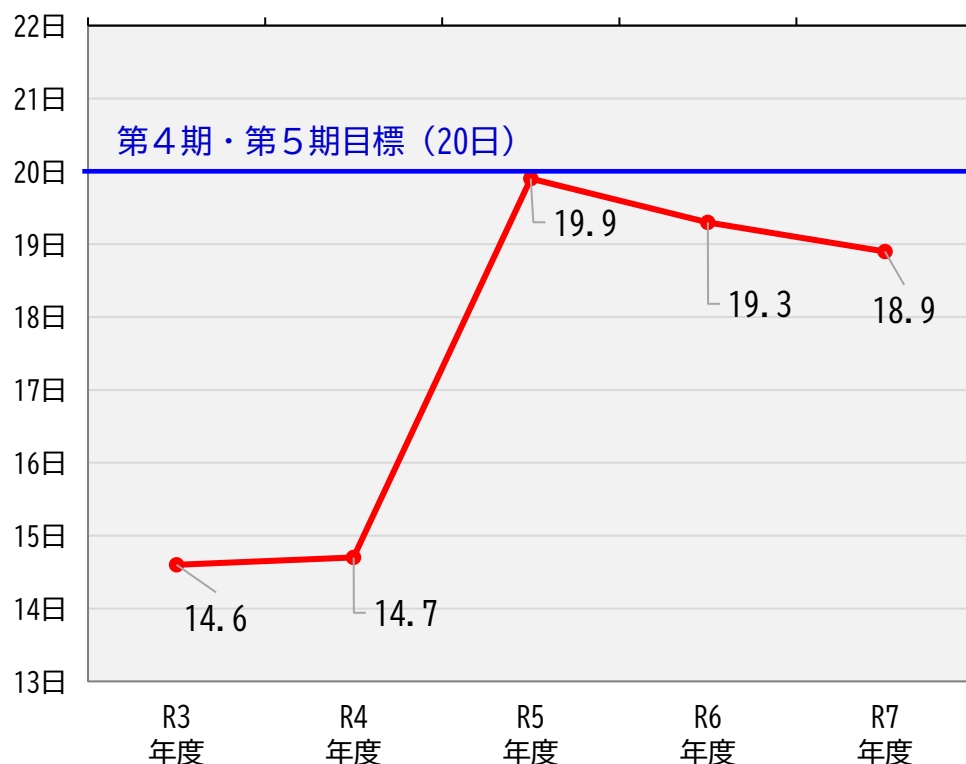
目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
迅速かつ適正な立替払の実施	請求書の受付日から支払日までの期間（不備事案を除いた平均） 20日以内	18.9日	105.5%	103.5%

III 評価の根拠

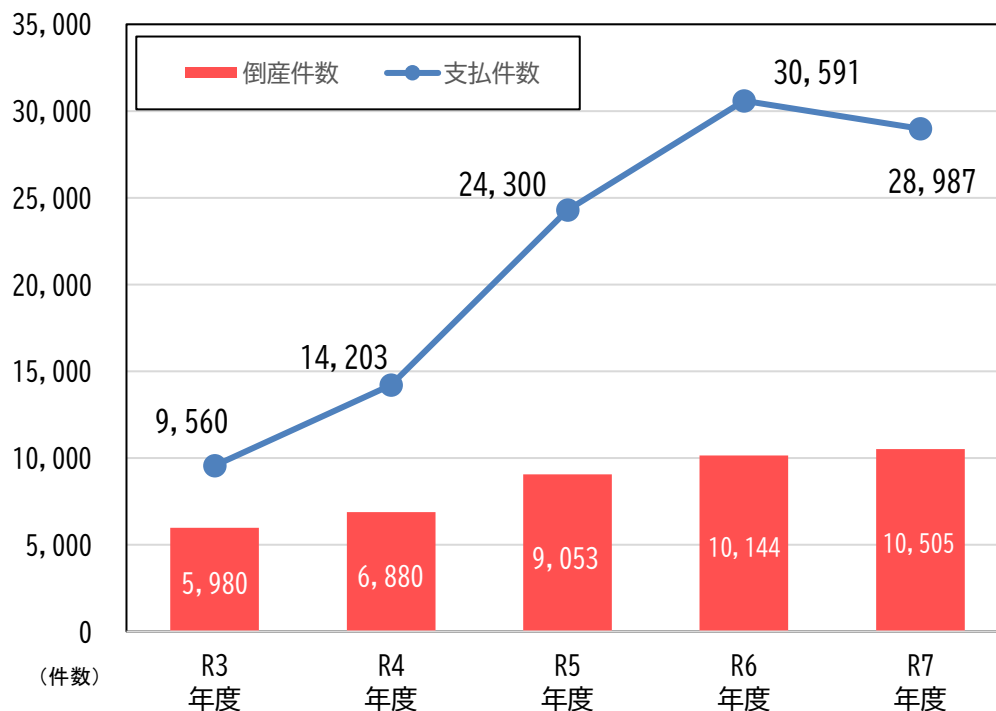
根 拠	理 由
迅速かつ適正な立替払の実施	審査手続をより迅速化するために、日弁連との会合、弁護士向け研修会及び破産管財業務に精通した弁護士等との委員会の開催、地裁への訪問、審査能力向上のための研修、事例検討による情報共有等の適切な実施、また、裁判所・関係機関向けに立替払制度の概要等をまとめたリーフレットを裁判所訪問の際に配付することで周知、情報提供の強化を図った。 大型請求事案の事前調整（16事案）の実施や、<u>社会保険労務士資格を有する嘱託職員1名の新規採用</u>及び他課の人員による審査業務への協力確保によって、迅速かつ適正な立替払を実施した。 また、当機構ホームページに設定（令和4年7月）した、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」によって、請求者等からの質問に24時間対応した（約6割の利用者から「今回の回答で解決した」との評価をいただいた）。

未払賃金立替払事業の迅速かつ適正な実施

支払日数の年度別推移 (p. 129)



未払賃金立替払件数、倒産件数の推移 (p. 129)



出典 (倒産件数) : 東京商工リサーチホームページ
<https://www.tsr-net.co.jp/index.html>

令和7年度も支払件数が28,987件と高水準であった。労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして迅速な支払いが求められる事業であることを踏まえ、

◆大型請求事案の事前調整 (16事案) を行う等の効率的かつ迅速な立替払の実施

◆社会保険労務士資格を有する嘱託職員1名の新規採用及び他課の人員による審査業務への協力確保に取り組んだことにより、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について、目標値 (20日以内) を達成し、前年度比で0.4日短縮することができた。

自己評価 A

（過去の主務大臣評価 R6年度：A）

I 中期目標の内容

・高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行うこと。

・IT技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築すること。

【重要度「高」の理由】

我が国の経済社会の発展と豊かさは、様々な産業で働いてきた方々のたゆみない尽力により築かれたものであり、この発展と豊かさの陰に、労働災害によって失われた尊い生命が数多くあることは忘れてはならない。高尾みころも霊堂は、合祀慰霊式の開催も含め、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊の場であることから、霊堂の適切な管理・運営は非常に重要な事業である。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実 績 値	達 成 度	達成度
慰霊の場としてふさわしい環境の整備	来堂者、遺族等の満足度（平均） 3.0点以上	3.6点	120.0%	123.3%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
来堂者、遺族等の満足度（平均）3.0点以上 （実績値 3.6点 達成度 120.0%）	②「法人の努力結果」、③「外部要因」 日々の来堂者に対する取組として、来堂者からの要望を踏まえ、接遇や環境整備等の改善に努めた。 また、遺族等参列者に対する取組として、歩行が困難な御遺族等の来場をサポートするため、敷地内に歩行困難者用駐車場を特設するなど、参列者に配慮した慰霊式を実施した。 なお、2年連続で達成度が120%以上となったが、これは継続的な業務改善の成果によるものであり、参拝者のアンケート結果によるものであることを踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。

III 評定の根拠

根 拠	理 由
産業殉職者合祀慰霊式に係る取組	産業殉職者合祀慰霊式当日は、歩行が困難な御遺族等の来場をサポートするための駐車場を敷地内に特設したほか、雨が降る肌寒い天候の中、参列者に対して傘やブランケットの貸出を行うなど、参列者に配慮し、式次第のとおり滞りなく式典を挙行了た。

納骨堂の運営事業

- 労働災害（業務災害及び通勤災害）による殉職者の御霊を合祀するため、高尾みころも霊堂を設置、運営
- 遺族及び関係団体代表者等を招いて、10月22日に産業殉職者合祀慰霊式を開催

1 慰霊環境の改善に向けた取組（p.136）

慰霊式遺族及び日々の参拝者からのアンケート結果を踏まえた継続的な業務改善を実施

参拝者等の満足度

3.6点【達成度120.0%】

これまでの改善内容

- ・ 高尾駅から霊堂までバスによる送迎を実施
- ・ 敷地内の坂道でゴルフカートを運行
- ・ 敷地内に歩行困難者が利用できる駐車スペースを設置
- ・ 仮設トイレを設置
- ・ 冷雨対策として傘やブランケットの貸出

3 事業周知への取組（p.137）

緑十字展2025への共同出展

公益財団法人産業殉職者霊堂奉賛会と共同出展して、パンフレット等の配布やパネル展示により産業殉職者慰霊事業をPR

パンフレット配付

- ・ 産業殉職者遺族
- ・ 47労働局及び327労働基準監督署
- ・ 機構関連施設等

ポスター配付

- ・ 47労働局及び327労働基準監督署
- ・ 機構関連施設等



2 IT技術の活用について（p.137）

作成した360度動画の周知

今年度の取組

- ・ 当機構のHP及び公式YouTubeチャンネルにて公開
- ・ 高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットに360度動画のQRコードを掲載し、幅広く配布した



評価項目No. 1－10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

(業務実績等報告書 p.139)

自己評価：B

(過去の主務大臣評価 R6年度：B)

I 中期目標の内容

- ・給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。
- ・評価に当たっては、支払件数、支払に要した期間及び個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況を勘案し評価を実施する。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

III 評価の根拠

根 拠	理 由
支払件数、支払いに要した期間	厚生労働大臣の認定を受けた1,089件の案件すべてについて、認定の決定があった日の翌月月末までに支払うことができる。
個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況	個人情報の取扱いに特に配慮した支払事務マニュアルを整備して業務に当たっている。

自己評価 B （過去の主務大臣評価 R6年度：B）

I 中期目標の内容

- ・ 機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。また、改正医療法に基づく医師の働き方改革への取組を着実に実施すること。
- ・ 理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人事配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
- ・ 運営費交付金を充当して行う事業について、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。また、労災病院における収支改善計画の実効性を確保するため、各労災病院の支出の削減に繋がる方策に取り組むこと。
- ・ 情報システムについて、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
経費削減	中期目標期間中の一般管理費の対R5予算削減の割合 15%	43,568千円 (7年度目標： 43,668千円)	103.6%	103.4%
	中期目標期間中の事業費の対R5予算削減割合（専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質の有害性調査事業を除く。） 5%	218,580千円 (7年度目標： 218,656千円)	101.7%	102.2%

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
業務の合理化・効率化	繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。 各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上に努めた。 医師の働き方改革については、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により、医師の業務負担軽減の推進を図るとともに、長時間労働医師に対する面接指導体制を整備することにより、医師の健康確保に努めた。
機動的かつ効率的な業務運営	「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費節減を図った。

自己評価 B

（過去の主務大臣評価 R6年度：B）

I 中期目標の内容

- ・物価高騰や患者減少等による労災病院の経営状況の悪化を踏まえ、各労災病院の収入の増加及び支出の削減に繋がる方策に取り組むこと。
- ・令和7年度について労災病院ごとに「収入額」が「投資的経費を含む支出額」を上回る収支改善計画（以下「黒字計画」という。）の策定を原則としていることを踏まえ、その達成に万全を期すとともに、計画段階で黒字化が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策について早期に結論を得ること。
- ・黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、機構本部はその執行状況を管理し、状況に応じて必要な措置を講じること。さらに、令和7年度において収支改善が図られなかった労災病院については、令和8年度以降の収支改善計画においても同様の取組を行うこと。
- ・その中で、収支改善が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策も含めた病院のあり方について結論を得ること。
- ・機構本部において、これらの取組を進めるための体制を整備すること。
- ・全ての労災病院においてコストの削減を図るため、独立行政法人国立病院機構等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的医療機関と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図ること。
- ・労災病院の収支改善に必要な医業収入を確保するため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。
- ・医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、収支改善を図るための医業収入を確保すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
収支改善を図るための医業収入の確保	病床利用率（労災病院平均） 各年度全国平均（76.5％）以上	77.1％	100.8％	100.7％
	経常収支率（労災病院事業） 前年度※以上。ただし、前年度の経常収支率が100％以上の場合には、100％以上の経常収支率。	99.6％	103.2％	—

※令和6年度実績
96.5％

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
収入の増加及び支出削減につながる方策の実施	令和7年度から、本部において経営改善推進会議の開催に加えて、月次のモニタリングを実施し、モニタリングにおいて、各労災病院の収支計画と実績との乖離の検証等を行うとともに、改善が必要な病院に対して文書による具体的な取組の指示や本部と病院の個別協議を実施するなど、収支改善に向けた取組を強化した。 また、本部に新たな部署を設置し、関係自治体とも状況を共有した上で、地域における状況も踏まえ周辺医療機関との連携や財政支援等による経営改善の可能性を探った。
独立行政法人国立病院機構との連携等	高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社、国立精神・神経医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構との連携の下で行った。（削減効果：82百万円）
医業収入の安定的な確保	主に経営状況が悪化している病院に対する個別業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導等）を実施。 上記の結果、入院・外来収入については5億円の増加となった。
医業未収金の適切な回収	全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく取組による個人未収金の新規発生防止及び法的手段の実施等状況に応じた回収を図った。
外部資金の活用等	研究の促進のための厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得、労災病院の機能強化のためのクラウドファンディングの活用、特許権の実施許諾及び成果物の有償頒布化による自己収入の拡大を図った。
保有資産の見直し	保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分可能な資産の売却作業を進め、不要財産以外の重要な財産の売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。

	令和7年度実績	令和6年度実績	対前年度増減
入院収入	211,257百万円	211,545百万円	△288百万円
1日当たり患者数	7,882人	8,022人	△140人
1日当たり診療単価	73,436円	72,246円	1,190円
病床利用率	77.1%	77.0%	0.1ポイント
外来収入	89,611百万円	88,840百万円	771百万円
1日当たり患者数	21,541人	22,107人	△566人
1日当たり診療単価	17,190円	16,538円	652円
その他収入	19,673百万円	11,888百万円	7,785百万円
経常収益	320,889百万円	312,690百万円	8,199百万円
(再掲) 入院・外来収入	300,868百万円	300,385百万円	483百万円

労災病院の経営状況

令和6年度

経常収益 3,127億円
経常費用 3,240億円

経常損益 △114億円

臨時損益 △6億円

当期純損益 △120億円

《令和7年度における経常収益、経常費用の主な増減要因》

【経常収益】

- ・入院収入の減（道央、新潟の閉院に伴う減等） △3億円
- ・外来収入の増（抗がん剤等の高額薬品の使用量増等） +8億円
- ・補助金収益の増（賃上げ・物価上昇支援事業、病床機能再編支援事業費等） +60億円
- ・雑益の増（医薬品入札に係る違約金による増等） +14億円

【対前年増減額】

【経常費用】

- ・給与費等の減（賞与支給月数の減等） △20億円
- ・退職給付費用の減（数理計算上の差異による減） △19億円
- ・材料費の増（薬品費、診療材料費の増） +9億円
- ・雑役務費の減（工事に係る費用及び電子処方箋等の各種システム更新作業費等の減） △7億円
- ・業務委託費の増（医事業務、給食、清掃等の委託業務の契約更新に伴う増） +16億円
- ・減価償却費の増（閉院病院に係る建物減価償却費の増等） +5億円

令和7年度

経常収益 3,209億円
（対前年度 +82億円）

経常費用 3,222億円
（対前年度 △18億円）

経常損益 △13億円
（対前年度 +100億円）

臨時損益 △18億円
（対前年度 △12億円）

当期純損益 △32億円
（対前年度 +88億円）

経常損益は令和6年度と比較して
100億円の改善

※金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

経営改善に向けた取組等

経営改善推進会議

- 本部において経営改善推進会議を定期的（1回/月）に開催し、目標の達成状況の確認・必要な指示等を実施

令和7年度も継続して実施した取組

- ① 経営改善策の検討・実施
 - ・目標と特に乖離がある病院に対して、地域のニーズ及び医療提供体制を踏まえた病床機能の見直し、病床数削減を指示
 - ・経営状況が特に悪化している病院を「経営改善病院」として指定。目標達成に向けた行動計画の作成・取組等を指示し、四半期毎に取組状況等を確認の上、必要に応じて業務指導等のフォローアップを実施
- ② 業務指導、ヒアリング等の実施
 - ・経営改善病院を中心に、業務指導及び幹部職員等へのヒアリング等を実施
- ③ 医療材料費等の価格削減の取組
 - ・医療材料の価格高騰に対して、ベンチマークシステムを活用した価格交渉や安価な同種同効品への切替を推進
 - ・スケールメリットを活かした価格交渉を実施（患者用ベッド、生体情報モニター）

令和7年度の新規取組

- ◎ 令和7年度は各労災病院において原則として黒字計画を策定
 - ◎ 黒字計画の実効性を確保するため、以下の取組を実施
 - ① モニタリング
 - ・各病院が策定した年度計画を確実に達成するため、月次のモニタリングを実施し、収入、支出または収支差に計画を下回る乖離が生じた場合に必要な措置を講じる
 - ・モニタリングでは、実績の検証に加えて、計画との乖離に対する改善策と当該改善策による収支見込を具体的に策定させて検証
 - ・本部において「モニタリングに関する検討会」を定期的（1回/月）に開催
 - ② モニタリング結果を踏まえた具体的な対応
 - ・月次のモニタリングの結果、改善が必要な病院に対して、文書による具体的な取組の指示や本部と病院の個別協議等を実施し、本部と病院が一体になった取組を強化
- 【文書による指示の例①】
救急搬送からの入院患者増を目的として、断り症例の検証や救急隊への定期的な訪問を指示
⇒取組の結果、救急搬送応需率及び救急搬送入院が向上した
- 【文書による指示の例②】
支出を伴う契約について、仕様の見直しや執行の見直し等による支出削減を指示
⇒取組の結果、機器の点検回数の見直し等により、支出を抑制した

その他の取組

- 関係自治体とも状況を共有した上で、地域における状況も踏まえ周辺医療機関との連携や財政支援等による経営改善の可能性を探った
こうした取組を実施するために本部に新たな部署を設置した

その結果、前年度より 経常損益 100億円改善 ◎経常収支率 99.6%(3.1ポイント改善)
(収支 222億円改善)

参考資料

病院勘定における収支差

収 支

大幅な支出削減等により
前年比 222億円改善

38億円
黒字

R 7

▲184億円
赤字

R 6

収支 0

内訳①（収入部分）

【主な要因】

○入院・外来収入の増（+5億円）

○補助金収入の増（+95億円）
（施設整備費補助金（34億円）含む）

※このほか、雑収入等増のため、病院勘定全体の収入増は約118億円

内訳②（支出部分）

【主な要因】

○投資的経費の抑制（▲141億円）
→基本的に当初計画で精査した設備投資に限定
→病院運営に不可欠な投資事案を個別に判断

○人件費の抑制（▲24億円）
→賞与カット、退職不補充等の取組

○人件費高騰に伴う業務委託費の増（+16億円）

○施設整備費補助金収入増に伴う支出の増（+34億円）

※その他支出（医療諸費の増など）の増加により病院勘定全体の支出減は約104億円

自己評価 B

（過去の主務大臣評価 R6年度：B）

I 中期目標の内容

- ・ 労災病院において、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。
- ・ 労災看護専門学校において、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。
- ・ 内部統制について、その仕組みを有効に機能させるために中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくPDCAサイクルを適切に実施すること。
- ・ 機構の理念について、職員に浸透を図ることにより、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努めること。
- ・ 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度
		実績値	達成度	達成度
質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材の育成	機構本部主催の職員研修の有益度（全研修平均） 85.0%以上	93.6%	110.1%	109.6%
優秀な看護師の養成	看護師国家試験合格率（労災看護専門学校平均） 全国平均以上	97.1%	110.0%	110.7%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
障害者雇用の着実な実施	本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部と施設、障害者の就労を支援する機関が連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、障害者の確実な採用、定着に繋げ、法定雇用率を上回る状況を継続している。
内部統制の充実・強化等	個人情報漏えい事案及びハラスメント事案等の非違行為について発生状況を把握する体制を構築しており、事案の内容・発生原因・再発防止対策等については、事案ごとに都度検証している。また、定期的実施しているコンプライアンスチェックリストの結果や、ハラスメントに関する研修の実施状況及び今後の実施案について、内部統制委員会に諮り、承認を得た発生防止対策に取り組むことで、非違行為発生の防止を図った。
公正で適切な業務運営に向けた取組	研究不正の防止のために、研究に携わる職員が高い倫理観をもって活動できるよう、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正防止対策の実施等の内容を盛り込んだeラーニング研修を受講する環境を整備して実施している。また、研究倫理教育を適切に実施するため、研究倫理教育推進委員会で研究倫理等教育実施要領を一部改正するとともに、全施設の受講状況を確認した。
情報セキュリティ対策の推進	第三者による訪問監査、外部ペネトレーション（疑似侵入）テストを実施し、その結果を踏まえて各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させることでPDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。
広報に関する事項	機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページやSNSを活用し、機構の各種取組の積極的な広報・情報発信を行った。